

（目的）

第1条 同志社共済組合規程第7条による給付は、この規程により支給する。ただし、第8条を除き給付事由発生後6カ月以上経過した場合は支給しない。

（休業給付）

第2条 組合員が業務外傷病により長期欠勤又は休職となり、学校法人同志社（以下「法人」という。）から傷病欠勤手当又は休職手当を支給されることになったときは、次の療養見舞金及び臨時療養見舞金を支給する。

（1）療養見舞金は、手当の算定基礎となる給与額（臨時に支給される給与を除く。休職期間中は休職直前の給与額。以下「基礎給与額」という。）から私学事業団傷病手当金を差し引いた額とし、毎月支給する。ただし、休職期間が2年を超え、休職手当を受給している場合は支給しない。

（2）臨時療養見舞金は、休職期間中の組合員に休職直前の基礎給与による期末手当相当額を毎年6月及び12月に支給する。ただし、前号ただし書該当の組合員は、休職直前の本俸、家族手当及び住宅手当の合計額の20パーセントを算定基礎額とする期末手当相当額とする。

第3条 組合員が産前産後休暇により無給になったときは、出産見舞金を支給する。

出産見舞金は、基礎給与額から私学事業団出産手当金の額を差し引いた額とする。

第4条 組合員が育児休業を取得したときは、育児休業支援給付金を支給する。育児休業支援給付金は休業前本俸月額10パーセントを月額とし、育児休業を取得している期間について支給する。

第5条 組合員が介護休業を取得したときは、介護休業支援給付金を支給する。介護休業支援給付金は休業開始前月の標準報酬月額を基礎とした報酬月額の20パーセントを月額とし、介護休業を取得している期間について支給する。ただし、雇用保険法に定める介護休業給付（教員についてはそれに準拠して支給される介護休業給付相当額）を受給している期間は支給しない。

（罹災給付）

第6条 組合員が火災、震災、風水害その他非常の災害により住居又は家財に損害を受けたときは、別表1により罹災見舞金を支給する。

2 適用区分及び支給額は、役員において査定する。

（慶弔給付）

第7条 組合員が別表2に定める理由に該当するときは、慶弔見舞金を支給する。

ただし、出産祝金並びに弔慰金は、2人以上の親族組合員に対し、共通の支給条件を生じた場合でも1人の定額以上は支給しない。

（入院給付）

第8条 組合員又は組合員に扶養される者が傷病のため医療機関に入院したときは、別表3により入院見舞金を支給する。またその入院について差額ベッド料を負担した場合は、差額ベッド料を加算支給する。ただし、組合員に扶養される者（以下、「扶養家族」という。）とは、私学事業団において被扶養者として認定されている者（以下、「被扶養者」という。）又は後期高齢者医療制度に加入する者のうち学校法人同志社給付規程第17条付表第3表（家族手当）に規定する扶養親族とする。（以下、この扶養家族及び組合員を入院給付対象者という。）

2 入院給付対象者が骨髄・臓器等提供のために医療機関に入院したときは、別表3により入院見舞金を支給する。

3 給付日数は、入院給付対象者一人につき、年間180日を限度とする。

4 申請日現在入院中の入院給付対象者に対する給付は、申請日から最大180日分まで遡及して支給できるものとする。

5 退院後に申請する場合は、最大180日分まで遡及して支給できるものとする。ただし、退院後6カ月以内の申請に限る。

（医療給付）

第9条 組合員又はその被扶養者が傷病のため医療機関で診療を受け、その診療費個人負担分に対し

私学事業団から一部負担金払戻金又は家族療養費付加金があるときは、別表3により医療見舞金を支給する。

(家事援助給付)

第10条 家事援助料制度は、組合員家庭において一時的に家事・育児に支障を来たし、家事援助者（ホームヘルパー）が必要と認めた場合は、その費用の一部を補助することにより、組合員の家庭生活の安定を図ることを目的として定める。

2 派遣事由

- (1) 組合員家庭の家事担当者が傷病（医師が証明したものに限り）、出産（入院期間に限る）の場合（家事担当者とは、組合員又はその同居家族で、平素家庭にあって家事を主として担当するものをいう。）
- (2) 組合員、配偶者、子及び父母（配偶者の父母を含む）の傷病による入院に際し、家事担当者が付添看護に従事する場合
- (3) 単身組合員の傷病の場合
- (4) 自宅に寝たきりの家族があり、家事担当者が看護に従事する場合
- (5) その他前各号に準ずる事由が生じた場合。ただし、本組合委員会の決定による。

3 家事援助者（ホームヘルパーの配置）

この制度による家事援助者（ホームヘルパー）は、看護家政協会・日本ベビーシッター協会等よりの派遣員とする。

4 家事作業等の内容

家事援助者が行う家事作業の内容は、平常の家事に必要な作業とし、病人の専門的看護、家業の手伝い、大掃除、引越し、冠婚葬祭の手伝い等は含まない。

5 派遣期間

組合員1人当たり、年間60日を限度とする。ただし、事由に該当する組合員が2人以上いる場合は、年長者に適用する。

6 補助内容

家事援助者を雇用した費用相当額とする。ただし、1日につき5,000円を限度とする。

7 補助金の請求

利用者は、本組合所定の申請書（家事援助料請求書）に必要事項を記入し、派遣事由を証明する書類及び第3項に定める協会等の発行した領収書を添えて本組合へ提出するものとする。

(介護支援給付)

第11条 組合員、配偶者、子及び父母（配偶者の父母を含む）が、介護保険指定事業者の提供する在宅介護サービスを利用した場合、介護を受ける者1人当たりの個人負担分に対し年間180,000円を上限として介護支援給付金を支給する。

2 給付金の請求は、本組合所定の申請書（介護支援給付金請求書）に必要事項を記入し、介護を要する事実を証明する書類及び介護保険指定事業者の発行した領収書を添えて本組合へ提出するものとする。

(遺児育英資金給付)

第12条 組合員が在職中に死亡退職した場合には、その遺児の健全な成長を援助するため遺児育英資金を支給する。

なお、この制度施行に必要な事項は、別に同志社共済組合遺児育英資金給付規程及び同志社共済組合遺児育英資金給付規程細則をもって定める。

(人間ドック利用補助給付)

第13条 組合員又はその被扶養者が、私学事業団の補助対象人間ドックを利用し、私学事業団から補助金があるときは、年度内1回を限度として、別表3により人間ドック利用補助金を支給する。

(ガン検診PET-CT利用補助給付)

第14条 組合員又はその扶養家族がPET-CT（PETのみによる検診も含む）によるガン検診を受けた場合、年度内1回を限度として、別表3によりガン検診PET-CT利用補助金を支給する。

ただし、保険診療での利用は対象としない。

(大腸がん検診利用補助給付)

第15条 組合員又はその扶養家族が大腸がん検診を受けた場合、年度内1回を限度として、別表3に

より大腸がん検診利用補助金を支給する。

ただし、観察（検査）に係る費用に対してのみ補助金を支給し、病理検査費用、手術料、投薬料等は対象としない。

（婦人科検診利用補助給付）

第16条 組合員又はその扶養家族が乳がん検査（マンモグラフィ検査、乳腺エコー検査、視触診）及び子宮がん検査（子宮頸がん検査、子宮体がん検査、経膈エコー検査）の内、いずれかの検査或いは組合せての検査を受けた場合、年度内1回を限度として、別表3により婦人科検診利用補助金を支給する。

ただし、保険診療での利用は対象としない。

（インフルエンザ予防接種利用補助給付）

第17条 組合員がインフルエンザ予防接種を受けた場合、年度内1回を限度として、別表3によりインフルエンザ予防接種利用補助金を支給する。

附 則

経過措置として別表1の適用は、1995年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、2004年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2005年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2006年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2007年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2008年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2009年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2010年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2012年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、2013年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2013年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2017年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2018年4月1日から施行する。

別表1

区分	災害の程度	支給額
1	1 家屋家財が全焼、全壊又は流失したとき	60万円
	2 1と同じ程度の損害を受けたと認められるとき	
2	1 家屋家財が半焼、半壊又は半ば流失したとき	40万円
	2 床上浸水、家屋一部崩壊などのため家財の全部が損害を受けた	

	とき 3 1、2と同じ程度の損害を受けたと認められるとき	
3	1 家屋の一部が焼失、崩壊又は流失したとき 2 床上浸水したが家財の損害が比較的軽微であったとき 3 家屋の損害は軽微であるが家財の半ばが損害を受けたとき 4 1、2及び3と同じ程度の損害を受けたと認められるとき	20万円
4	1 床下に相当な程度浸水して家屋家財に損害を受けたと認められるとき 2 その他家屋家財に損害を受けて見舞金を贈ることが適当と認められるとき	15万円以下

別表 2

区分	支給額	摘要
	円	
結婚祝金	60,000	退職後1か月以内に結婚する者を含む。
出産祝金	40,000	出産後5日以内に死亡したものを除く。
勤続祝金		
10年	20,000	勤続年数は4月1日現在で算定し、組合員期間とする。
20年	40,000	
弔慰金		
本人	600,000	父母は、本人と配偶者の両親。ただし、実父母、養父母あるときは、養父母に限る。 子の8か月以上の死産は、35,000円
配偶者	250,000	
父母・子	60,000	
遺児加算金	1人につき 250,000	高校生以下を対象とする。

別表 3

区分	支給額	摘要
入院見舞金	1日につき 3,000円	組合員 扶養家族
	2,000円	
差額ベッド料	実費	1日につき組合員3,500円、扶養家族2,500円を限度とする。
医療見舞金	4,000円	一部負担金払戻金又は家族療養費付加金1件につき 利用料金から私学事業団補助金を差引いた額とする。 ただし、25,000円を限度とする。
人間ドック利用補助金	実費	
ガン検診PET-CT利用補助金	30,000円	年1回、12,000円を限度とする。
大腸がん検診利用補助金	実費	
婦人科検診利用補助金	実費	年1回、12,000円を限度とする。
インフルエンザ予防接種利用補助金	実費	年1回、2,000円を超える自己負担額に対し、1,000円を限度に補助する。